

# 4

令和8年第3回

多治見市議会定例会追加議案

令和8年6月18日



目 次

議第75号 財産の処分について ..... 1



議第75号

財産の処分について

次の財産を処分するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月18日提出

多治見市長 高木 貴行

- |          |  |
|----------|--|
| 1 処分する財産 | 小中学校及び教育委員会用タブレット端末                          |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                       |
| 3 契約金額   | 一金 60,437,487円                               |
| 4 契約の相手方 | 愛知県名古屋市港区昭和町14番地の24<br>株式会社アビヅ<br>代表取締役 瀬田 大 |